

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様  
文部科学大臣 平野 博文 様  
環境大臣 細野 剛志 様  
経済産業大臣 枝野 幸男 様

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
原水爆禁止日本国民会議  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト  
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日ごろのご活躍に敬意を表します。

被ばく労働を少しでも減らし、それによる健康被害を防ぐために、率直な情報交換と問題解決のために下記の通り申し入れますので、ご回答よろしくお願い致します。

## 記

### 1 福島第一原発における下請け会社の労働契約【厚生労働省】

2011年5月13日に労働基準局長と職業安定局長連名で、東電などに対して、労働等を適切に明示することなどの要請がなされたが、その後も暴力団関係者の介在や、不当なピンハネの内部告発等の報道が相次いでいる。

- ① 抜き打ちで臨検監督して、末端下請け業者や労働者個々に労働契約内容を確認すること。
- ② 既に労働基準法違反で是正勧告した事案があるかないかを明らかにし、あれば詳細を公表すること。
- ③ 2012年5月8日の東京電力の発表とその報道によると、17歳の労働者が書類を偽造して被ばく労働に従事していたということである。労働基準監督署として事実経過をきちんと調査するとともに、企業任せにしない防止対策を明らかにすること。

### 2 福島第一原発における作業人員の計画【厚労省】【経済産業省】

東電福島第一原発の事故収束と廃炉に向け必要となる原発作業員の人数確保及び育成に関して国の計画を明らかにすること。

### 3 福島第一原発作業員の長期的健康管理【厚労省】

- ① 現在まで、データベースの登録証及、手帳の交付状況及びデータベースの運用状況を明らかにすること。

- ② 2011年12月16日以後、新規に東電福島第一原発の事故収束作業に従事した作業員に対しては登録証、手帳は交付されているのか。交付されていないのであれば、その理由を明らかにすること。東電福島第一原発の全ての作業員に対し、登録証及び手帳を交付し、データベースによる長期的健康管理を行うこと。

#### 4 福島第一原発における健康対策【厚生労働省】

2012年2月に横浜南労働基準監督署は大角さんの心筋梗塞について労災認定したことが報道された。医師の常駐体制、健康診断の実施などについては取組まれているが、他にも、脳・心臓疾患で休職、退職を余儀なくされた労働者がいる。また、福島に別の地方の業者が労働者と共にやってきて作業する例も多くみられる。

- ① 福島第一原発で作業に入った後、病気によって休職／退職した労働者数およびその病名などの調査を実施すること。
- ② 全下請け労働者の入社時および定期健康診断実施状況を把握すること。

#### 5 晩発性障害の賠償基準の明確化と放射線審議会【文部科学省】

- ① 労働者、住民にかかわらず、病名と被ばく線量を明示した晩発性障害の因果関係認定基準を策定すること。
- ② 2011年3月26日付けの放射線審議会声明（「緊急作業時における被ばく線量限度について」）が出される前に開かれた同審議会の113回、114回の議事録（いずれも電子メールによる審議）では、声明を出すことを含めて、全く議論にもなっていないようだが、同声明が出された経緯（文章を誰がどのように作成し、委員に確認したのかなど）を明らかにすること。
- ③ 同声明の「本改定での上限値であっても放射線の健康影響は最小限に保たれていること」という意味について説明すること。

#### 6 健康管理手帳【厚生労働省】

- ① 石綿健康管理手帳の交付水準と同程度のリスクで、被ばく労働者への健康管理手帳を交付すること。
- ② 具体的な検討をしていない理由を明らかにすること。

#### 7 放射線管理手帳の法的裏付け【厚生労働省】

2011年10月11日に出された「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」なみの健康管理対策を、全ての原発労働者にも適用することを検討すること。

## 8 除染作業【環境省】【厚労省】

- ① 被ばく線量は、きわめて近い位置でも地形や土地の形態、測定方法によっても大きく異なるので、何回か測定して低いから規制しなくてよいという考え方を絶対にとらないこと。
- ② 空間線量が  $2.5 \mu\text{Sv}$  未満の地域であってもあっても個人線量を徹底すること。
- ③ 厚労省が作成している「除染などの作業にあたる作業員のみなさまへ」といリーフレットには「放射線が人体に与える影響」が記載されている。しかし、電離放射線による健康影響に関する確定的影響及び確率的影響に関する具体的な記載はない。あたかも 100 ミリシーベルト未満の被ばくであれば健康への影響がないかのような誤った認識を与えかねないため、極めて不適切である。電離放射線による健康障害を具体的に記載するとともに、「『確率的影響』は『確定的影響』とは異なり、線量の増加に比例して障害の発生する確率が大きくなり、『しきい値』は存在しないと考えられている」という趣旨の記載を加えること。被ばくを可能な限り少なくすべきことを強調すること。
- ④ 除染電離則による汚染検査場での退出者・持ち出し物品の基準は  $40\text{Bq/cm}^2$  である。この基準は電離則の放射性物質取扱室の持ち出し基準に比して大幅に緩和されている。その根拠を明らかにすること。